

JINSE 版統計検定運用規程

本規程は、JINSE の会員が「JINSE 版統計検定」のうち、6月および11月に実施している紙媒体による試験の運用について定めるものである。

1 (JINSE 版統計検定の定義)

JINSE 版統計検定とは、日本統計学会公式認定の「統計検定」を会員の責任によって実施し、受験者の学習達成度に関する情報の提供を受ける制度である。

2 (実施方法)

JINSE 版統計検定の実施には、統計検定センターが定める一般会場団体受験の制度を利用する方法と、受験会場を会員が用意する方法があり、それぞれ実施方法と料金が異なる。以下、一般会場団体受験の制度を利用する方法を JINSE 一般会場受験、受験会場を会員が用意する方法を JINSE 特設会場受験と呼ぶ。

表 1. JINSE 版と通常の統計検定団体受験の違い

実施方法	JINSE 版	一般試験
一般会場	受験者は同じ一般会場で受験可能 受験料 10 % 割引 受験者の成績を JINSE 会員に開示	受験者は任意の一般会場に割り当てられる 受験料 10 % 割引 受験者の成績は開示されない
特設会場	受験料 40 % 割引 受験者の成績を JINSE 会員に開示	受験料 25 % 割引 受験者の成績は開示されない

3 (JINSE の業務)

JINSE は、会員の種別に応じて定められる受験資格を持つ学生等に対して試験問題を提供し、採点後の検定試験結果について、会員に詳細な情報を提供する。ここでいう詳細な情報とは、会員の種別に応じて定められる受験資格を持つ学生等の情報であり、他の JINSE 会員の情報や JINSE 以外で実施する統計検定の情報は含まれない。

4 (個人情報の管理)

受験者の個人情報は会員が管理し、統計教育連携センターは会員から提供された情報の適正な管理責任のみを負う。なお、JINSE 版統計検定における個人情報の扱いに関する「受験者への案内事項」は、各回の試験ごとに JINSE のウェブサイトに掲示する。

5 (受験資格)

会員の種別に応じて受験資格は表 1 のように定められる。JINSE 会員は試験を実施するにあたり受験資格の有無を確認する。JINSE 特設会場受験の場合は、試験当日に会場で会員組織 (大学等) 発行の身分証明書等により受験資格を確認する。

表 2. JINSE 版統計検定の手数料と受験資格

会員の種類	手数料	受験資格対象者の範囲
個人会員	1回につき 5000 円	会員が指導する在籍中の学生等
準組織会員	無料	会員組織に所属または会員組織の科目を履修する学生等
組織会員	無料	会員組織に所属する学生等
賛助会員		個別に対応する

JINSE 一般会場受験の申込み方法と費用

1 (申し込み方法)

- (1) 会員は 10 名以上の受験者を取りまとめ、指定された期日までに指定の申込書を提出して「JINSE 一般会場受験」の申込を行う。申込書には、JINSE 会員情報および受験者情報等を入力する。
- (2) 申込完了後、会員宛に送付される「個人情報の取り扱いに関する誓約書」に署名・押印の上返送する。試験後、会員宛に送付する受験料請求書に従い、期日までに振込を行う。
- (3) 受験者が負担する金額の設定、受験者からの集金方法等は会員が適宜定める。

2 (JINSE 版統計検定の費用)

別表に定める通り、受験料は 10% 割引とする。なお個人会員は試験を実施するにあたり、別途手数料を納める。

JINSE 特設会場受験の実施方法と費用

1 (試験会場の設置)

会員が所属する組織内に次の条件を満たす会場・設備を設置する。

- (1) 個人機の場合は、隣の机との間隔が、45cm 程度以上離れていること
- (2) 1 つの机を 2 名以上が使用する場合は、受験者の間隔が 60cm 程度以上離れていること
- (3) 受験者から見える範囲に、試験に関連する内容の掲示などがないこと

2 (試験監督等)

会員は JINSE 版統計検定の会場責任者を指名し、会場責任者が試験監督および試験監督補助員を統率して試験の運営に当たる。会場責任者、監督・監督補助等の手配は会員で行う。

- (1) 試験室ごとに 1 名以上の試験監督員を配置する。なお、受験申込者数及び諸条件により、試験監督補助員が必要となる場合がある。
- (2) 試験監督員は教職員及びそれに準ずる者、試験監督補助員は 20 歳以上とする。
- (3) 試験監督員及び試験監督補助員は、当日の統計検定試験を受験できない。

3 (申し込み方法)

- (1) 会員は実施の条件を確認し、指定された期日までに JINSE が公開する書式「JINSE 特設会場設置登録申請書」に必要な事項を記入・提出し、会場設置登録を完了する。
- (2) 会場設置登録完了後、次のいずれかの方法によって 10 名以上の受験者を取りまとめ、申込みを行う。
 - (2-1) 一括して受験者の申込みを行う場合は、JINSE から送信する「JINSE 特設会場受験の手引き」に従い、指定の申込ファイル等を期日までに送信する。〔方法 1〕
 - (2-2) 受験希望者が個別に申し込む場合は、JINSE が用意する申し込みウェブフォームから、希望者本人が期日までに申し込みを行う。申込者の受験資格の有無等は、締切後に JINSE から送信する受験申込者名簿で会員が確認する。〔方法 2〕
- (3) 申込完了後、会員宛に送付される「JINSE 版統計検定実施に関する誓約書」と「個人情報の取り扱いに関する誓約書」に署名・押印の上返送する。試験後、会員宛に送付する受験料請求書に従い、期日までに振込を行う。
- (4) 受験者が負担する金額の設定、受験者からの集金方法等は会員が適宜定める。

4 (JINSE 版統計検定の費用)

別表に定める通り、受験料は 40% 割引とする。この他、会員は以下の経費を負担する。

- (1) 個人会員については、6 月試験、11 月試験ごとに手数料 5000 円
- (2) 組織内における会場の設営、試験監督員等に関わる経費
- (3) JINSE が指定する方法による、試験問題等の送付・返送に関わる経費の一部

5 (誓約書の提出)

会員は、本「JINSE 版統計検定運用規程」の記載事項に同意のうえ、JINSE が送付する「JINSE 版統計検定実施に関する誓約書」と「個人情報の取り扱いに関する誓約書」に署名・押印し、速やかに返送しなければならない。

- (1) 試験実施にあたり不正があった場合、不正により優遇された受験者の答えは採点対象から除外し、不正の内容によっては会員名及び不正事実を公表することがある。
- (2) JINSE の定める実施手順及び本文書から逸脱した試験運営によって JINSE が損害を被った場合、かかるべき損害賠償を求めることがある。

統計教育連携ネットワーク (JINSE)
一般財団法人 統計質保証推進協会

別表. 統計検定の検定種別単価

種別	一般試験	試験時間
1 級 (統計数理のみ)	6,000 円	90 分
1 級 (統計応用のみ)	6,000 円	90 分
1 級 (統計数理及び統計応用)	10,000 円	90 分 + 90 分
準 1 級	8,000 円	120 分
2 級	5,000 円	90 分
3 級	4,000 円	60 分
4 級	3,000 円	60 分
統計調査士	5,000 円	60 分
専門統計調査士	10,000 円	90 分

注 1 JINSE 一般団体受験は 10%、JINSE 特設会場受験は 40% を、上記の受験料金から割り引く。

注 2 申込締切り時点で受験申込科目と料金が最終的に確定する。確定後は検定種別の追加・変更・取消し、及び検定料金の返還には応じられない。

参考 2018 年に実施した 6 月試験は「準 1 級、2 級、3 級、4 級」、11 月試験は「1 級、2 級、3 級、4 級、統計調査士、専門統計調査士」である。